

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 5 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 5 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の主な内容

- 東日本大震災関係
原発被災団体について、人口等の特例措置又は激変緩和措置を継続するための規定を整備。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

令和 5 年 7 月 28 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）